

2023年11月15日

被保険者の皆様へ

マツダ健康保険組合
TEL(082)287-4644 (内線) 22860

年収の壁の対応について

「年収の壁」に関する特例措置について、厚生労働省より具体的な事務手続き等が通知されましたので、ご案内いたします。

1. 概要

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により収入基準の130万円（60歳以上及び障害年金受給者は180万円）を超過する場合、勤務先の証明によって、連続2回まで継続して扶養に加入することができるというもの。

2. 具体的な提出タイミングと手続き

提出タイミング	特例措置対象条件	提出書類	事業主証明期間
被扶養者の新規追加	「年間収入見込額証明書」が収入基準（130万円または180万円）を超過している場合で、その要因が一時的な収入変動によるもの場合	①被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 ②雇用契約書の写し ③通常の認定に必要な書類	認定月以降1年間の証明
毎年8月に実施する扶養資格調査（今年度は10月に実施しました。）	前年度の収入が収入基準（130万円または180万円）を超過している場合で、その要因が一時的な収入変動によるもの場合	①被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書 ②雇用契約書の写し	前年度（1～12月）の証明

3. 一時的な収入変動とは

被扶養者が勤務する事業所の他の従業員が退職または休職したことにより、被扶養者の業務量が増加したケースや、被扶養者が勤務する事業所における業務の受注が好調だったことにより、被扶養者が勤務する事業所全体の業務量が増加したケースなど

※基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は一時的な収入変動とは認められません。一時的な収入変動が要因ではない収入基準超過は超過することが分かった時点で速やかに削除申請をしてください。

4. 対象者

特定の事業主と雇用関係にある給与所得者

（フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合は今回の措置の対象外です）

5. その他

事業主証明の提出があっても、一時的な収入増加と認められない場合や、その他の扶養認定基準を満たしていない場合は不認定または削除となりますので予めご了承ください。

以上